

静岡県立大学短期大学部入学者選抜実施委員会規程

平成19年4月1日 規程第102号

改正 平成21年7月1日

改正 平成28年4月1日

改正 令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県立大学短期大学部学則第9条及び静岡県立大学短期大学部入学者選抜監理規則第2条の規定に基づき、静岡県立大学入学者選抜実施委員会（以下「委員会」という。）に関する組織その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生募集要項のうち具体的事項
 - (2) 入学者選抜会場の選定に関する事
 - (3) 入学者選抜の監督要項及び監督者の割り振りに関する事
 - (4) 入学者選抜問題の作成、保管及び試験場への配布に関する事
 - (5) 入学者選抜の執行及び答案の取扱いに関する事
 - (6) 入学者選抜終了後の諸資料の管理に関する事
 - (7) 入学者選抜実施期間中の事故の措置に関する事
 - (8) 前7号に掲げるもののほか、入学者選抜の実施についての学長からの諮問に関する事
- と
- (9) その他入学者選抜実施のための必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 短期大学部副部長
- (2) 歯科衛生学科から1名、社会福祉学科から2名及びこども学科から1名のそれぞれ選出された教員4名
- (3) 学生室長
- (4) その他学長が指名する者

2 委員会は、必要に応じて臨時の委員を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 前条第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、短期大学部副部長をもってこれに充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

(副委員長)

第6条 委員会に、副委員長を置く。

- 2 副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決する。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、短期大学部学生部学生室において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。